

第3号様式

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第4の6の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（注1）特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）第4の1の(1)から(3)までに定める貸付対象者をいう。

（注2）関係機関とは、運用基本要綱第3の6で定める貸付の手続きにおいて関係する公庫又は融資機関とする。

（添付書類）

認定農商工等連携事業計画、認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

県知事が求めた場合は、運用基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

別添（第3号様式附属様式）

受理機関	
------	--

1 農業改良資金の借受けの概要

償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称、主たる事業所(場)の所在地、設立時期（個人にあっては事業開始の時期）、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	

2 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

--

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

区分	具体的作物・家畜名等
新農業部門の経営の開始 新加工事業の経営の開始 農畜産物の生産方式の導入 農畜産物の販売方式の導入 農畜産物の加工品の生産方式の導入 農畜産物の加工品の販売方式の導入	

区分欄において該当する選択肢にチェックを入れる
確こと。

農業改良措置（農業経営の改善）の内容が明
になるように記載すること。

(3) 農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容
	m ² (台)	千円	

- (注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行つものとする。
 (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
 (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
 (注4) 当該販売施設の取得等は、認定中小企業者又は促進事業者に限る。

6 連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	連携又は支援先の農業者等の氏名	連携又は支援先の農業者等からの調達数量 B	新規又は拡充量(トン)	調達量の割合 (%) B / A	備考
初年度 (年度)							
2年目 (年度)							
3年目 (年度)							
4年目 (年度)							
5年目 (年度)							
最終年度 (年度)							
連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間				年 月 日 ~ 年 月 日			

(注1) 連携又は支援先の農業者等が複数の場合には、「連携又は支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各連携又は支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。

(注2) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産

物等を全て引き受けることが見込まれること。

- (注3) 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携先の農業者等と最低5年以上の契約を締結し、安定的な取引関係を継続することが見込まれること。
- (注4) 認定中小企業者又は促進事業者が施設を使用する場合において、連携又は支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める、連携又は支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。
- (注5) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。